

## 基礎・境界ソサイエティ編集規程

(平成7年12月1日基礎・境界ソサイエティ運営委員会制定)

(平成8年1月22日一部改正)

(平成10年9月25日一部改正)

(平成12年10月26日一部改正)

(平成13年3月22日一部改正)

(平成20年5月12日一部改正)

(平成21年5月18日一部改正)

(平成21年9月16日一部改正)

(平成24年12月6日一部改正)

(平成26年6月25日一部改正)

(平成26年11月25日一部改正)

(平成30年1月11日一部改正)

(2023年3月6日一部改正)

(2023年12月27日一部改正)

### 第1章 総則

第1条 基礎・境界ソサイエティ和文論文誌(以後、和文論文誌とよぶ)、基礎・境界ソサイエティ英文論文誌(以後、英文論文誌とよぶ)、並びに基礎・境界ソサイエティ誌「Fundamentals Review」(以後、ソサイエティ誌とよぶ)等の編集についてはこの規程による。

第2条 和文論文誌及び英文論文誌は毎月1回、ソサイエティ誌は年4回発行する。ただし、必要に応じ発行回数を増減できるものとする。

### 第2章 ソサイエティ編集会議

第3条 ソサイエティ編集会議は、ソサイエティ編集長、論文誌編集委員長、同編集副委員長、同編集幹事、同編集副幹事、ソサイエティ誌編集委員長、ソサイエティ誌担当幹事、電子広報担当幹事、及びソサイエティ編集長が必要と認める委員若干名から構成される。

第4条 ソサイエティ編集長は、必要に応じソサイエティ編集会議を開催する。

第5条 ソサイエティ編集会議は、和文論文誌、英文論文誌及びソサイエティ誌等の編集方針、編集発行に関わる収支管理、宣伝・拡販等に関する案件、並びに掲載料免除の可否等について審議決定する。

第6条 ソサイエティ編集会議の構成員の若干名が本部の編集連絡会に出席する。

### 第3章 論文誌編集委員会幹事団

第7条 論文誌編集委員会幹事団は、論文誌編集委員長1名、同編集幹事1名、同分野編集幹事(エリアエディタ)若干名から構成される。なお、原則として、奇数年度のみ論文誌編集副委員長1名、同編集副幹事1名がこれに加わる。

第8条 論文誌編集委員長、同編集幹事、同編集副委員長及び同編集副幹事は、ソサイエティ運営委員会の議を経て、本学会会長(以下、会長という)が委嘱する。

2.論文誌分野編集幹事は、ソサイエティ編集会議の議を経て、会長が委嘱する。

3.論文誌編集委員長及び同編集幹事の任期は2か年とし、重任はできない。

4.論文誌編集副委員長の任期は1か年とし、その任期の後、同編集委員長に就任する。

5.論文誌編集副幹事の任期は1か年とし、その任期の後、同編集幹事に就任する。

6.論文誌分野編集幹事の任期は1期2か年とする。但し、特別の事情がある場合にはこの限りでない。

7.論文誌編集委員長、論文誌編集副委員長(奇数年度のみ)、同編集幹事、同編集副幹事(奇数年度のみ)、同分野編集幹事は、毎年6月総会日に就任する。

第9条 論文誌編集委員会幹事団は、和文論文誌編集委員会及び英文論文誌編集委員会を組織し、運営を行う。

### 第4章 和文論文誌編集委員会

第10条 和文論文誌編集委員会は、論文誌編集委員会幹事団及び編集委員若干名から構成される。

第11条 和文論文誌編集委員は、ソサイエティ編集会議の議を経て、会長が委嘱する。

2.和文論文誌編集委員の任期は2か年とし、2期引続いて在任し、2期をこえないことを原則とする。但し、特別の事情がある場合にはこの限りではない。

第12条 和文論文誌編集委員会は、和文論文誌に投稿された原稿の採否決定や編集作業等を行う。

2.和文論文誌編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。

3.査読委員は和文論文誌編集委員会で選出し、会長が委嘱する。査読委員の任期は2か年とし、重任を妨げない。

4.和文論文誌編集委員及び査読委員は、毎年6月総会日に就任する。

第13条 和文論文誌編集委員会の運営は、原則として別に定める『基礎・境界ソサイエティ和文論文誌編集委員会内規』により行う。

第14条 和文論文誌編集委員会は、別に定める『和文論文誌特集の企画・編集・発行基準』に基づき、特集編集委員会あるいは小特集編集委員会(以下ではこれらを総称して特集編集委員会という)を設置し、それぞれ特集号あるいは小特集(以下ではこれらを総称して特集号という)発行に必要な業務を行わせることができる。

2.特集編集委員会委員長(ゲストエディタ)、同幹事及び同委員は、和文論文誌編集委員会の推薦により、ソサイエティ編集会議の議を経て、論文誌編集委員長が委嘱する。

3.特集編集委員会委員長、同幹事及び同委員の任期は、特集号発行日までとする。

## 第5章 英文論文誌編集委員会

第15条 英文論文誌編集委員会は論文誌編集委員会幹事団及び編集委員若干名から構成される。

第16条 英文論文誌編集委員は、ソサイエティ編集会議の議を経て、会長が委嘱する。

2.英文論文誌編集委員の任期は2か年とし、2期引続いて在任し、2期をこえないことを原則とする。但し、特別の事情がある場合にはこの限りではない。

第17条 英文論文誌編集委員会は、英文論文誌に投稿された原稿の採否決定や編集作業等を行う。

2.英文論文誌編集委員会は、論文の査読を行うための全ソサイエティ共通の査読委員を推薦し、データベースに追加すると共に、そのデータベースからの削除を申し出ることができる。なお、査読委員に適任者がいない場合には臨時査読委員をおくことができる。

3.査読委員は英文論文誌編集委員会で選出し、会長が委嘱する。査読委員の任期は2か年とし、重任を妨げない。

4.英文論文編集委員及び査読委員は、毎年6月総会日に就任する。

第18条 英文論文誌編集委員会の運営は、原則として別に定める『基礎・境界ソサイエティ英文論文誌編集委員会内規』により行う。

第19条 英文論文誌編集委員会は、別に定める『英文論文誌特集の企画・編集の手引き』に基づき、特集編集委員会あるいは小特集編集委員会(以下ではこれらを総称して特集編集委員会という)を設置し、それぞれ特集号あるいは小特集(以下ではこれらを総称して特集号という)発行に必要な業務を行わせることができる。

2.特集編集委員会委員長(ゲストエディタ),同幹事及び同委員は,英文論文誌編集委員会の推薦により,ソサイエティ編集会議の議を経て,論文誌編集委員会が委嘱する。

3.特集編集委員会委員長,同幹事及び同委員の任期は,特集号発行日までとする。

第20条 英文論文誌編集委員会には,英文論文の編集に関し,論文誌編集委員長の諮問にこたえ,意見を述べ,論文の投稿などの推進を図るため,必要に応じて顧問(アドバイザーメンバー)を置くことができる。顧問は論文誌編集委員会が選定・会長が委嘱し,ソサイエティ編集会議に報告する。

## 第6章 ソサイエティ誌編集委員会

第21条 ソサイエティ誌編集委員会は,NOLTA ソサイエティと共同で本ソサイエティが発行するソサイエティ誌等の編集作業を行う。編集委員会の運営は別に定める『ソサイエティ誌編集委員会内規』による。

第22条 ソサイエティ誌編集委員会は,ソサイエティ誌編集委員長1名,ソサイエティ誌担当幹事2名,電子広報担当幹事2名,本ソサイエティ及びNOLTA ソサイエティの各研究専門委員会から1名ずつ選出された編集委員並びにソサイエティ誌編集委員会が必要と認める委員若干名から構成される。

第23条 ソサイエティ誌編集委員長は,ソサイエティ運営委員会の議を経て,会長が委嘱する。

2.ソサイエティ誌担当幹事,電子広報担当幹事及び編集委員は,ソサイエティ編集会議の議を経て,ソサイエティ会長が選任する。

3.ソサイエティ誌編集委員長,ソサイエティ誌担当幹事の任期は2か年とし,重任はできない。

4.ソサイエティ誌編集委員の任期は2か年とし,重任を妨げない。

5.ソサイエティ誌編集委員長,ソサイエティ誌担当幹事,電子広報担当幹事及びソサイエティ誌編集委員は,毎年6月総会日に就任する。

第24条 ソサイエティ誌編集委員会の編集業務を円滑に遂行するためにソサイエティ誌編集幹事会をおく。

2.ソサイエティ誌編集幹事会は,ソサイエティ誌編集委員長,ソサイエティ誌担当幹事,ソサイエティ誌担当の特別委員(運営委員)ならびにソサイエティ誌編集委員会が必要と認めるソサイエティ誌編集委員数名から構成される。

3.ソサイエティ誌編集幹事会の開催通知と議題は,ソサイエティ誌編集委員会の構成員全員に通知する。

4.ソサイエティ誌編集委員はソサイエティ誌編集幹事会に出席して意見を述べる事ができる。

(付則)

第 25 条 第 3 条で規定するソサイエティ編集会議には, NOLTA 論文誌の編集委員長及び同編集幹事がオブザーバーとして参加できるものとする.

第 26 条 この規程は 2023 年 12 月 27 日から実施する.